どーなってるの？市町村合併（第1回）

地方分権の進展により、市町村の役割が重要になっています。
国、地方を通ずる厳しい財政状況のもとで、市町村が現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持していくためには、行財政基盤の充実を図るとともに、より効率的、効果的な行財政運営を実現していくことが求められています。
今後、市民の皆さんと情報を共有することを目的に、「市町村合併」とはどのようなものなのか一緒に考えてみましょう。

国が市町村合併を推進する背景

日常生活圏の拡大

通勤、通学、買い物、通院など私たちの生活圏は、現在の市町村の区域を越えて大きく広がっています。
しかし、同じ生活圏でも隣まちと道路や下水道の整備に違いがでたり、ごみ処理や環境問題など、これまでの市町村の単位では対応できない課題が増えています。

地方分権の推進

「住民に身近な行政は市町村が担う」という地方分権の考え方のもと、国や北海道の権限が市町村へ移されています。
これからは、市町村が自らの判断と責任で、政策を立案したり、安定した行政サービスを進めていかなければならなくなりました。

少子・高齢化の進展

少子・高齢化が一層進むと、行政サービスのレベルの維持は大きな課題となります。
財政面や高齢者を支えるマンパワー（人的資源）の確保などの対応が、従来の市町村単位では難しい状況になりつつあります。

財政の悪化

国・地方の平成13年度末の財政赤字は666兆円（国民1人当たり500万円超）が見込まれるなど厳しい状況にあり、これまで市町村の財政を支えてきた地方交付税制度も、削減が検討されています。
行政サービスの維持・充実を図るためには、効率的な行政を進めることが必要となっています。

市町村合併の変遷

石狩市の合併は古く明治40年に石狩町と花川村との合併の一度だけです。その後、昭和40年代後半の宅地造成により人口が急激に増加し、平成8年の市制施行に至っています。現在の市町村の形がほぼ整ったのは、昭和30年前後の「昭和の大合併」によるもので、それから約45年が経過した今、新たな合併論議が持ち上がっています。

道内市町村数の推移　＊（　　）は、全国の市町村数

年月	市	町	村	計
大正11年	(91)	(1，242)	(10，982)	(12，315)
	6		1級町村74、2級町村154	234
昭和22年8月	(210)	(1，784)	(8，511)	(10，505)
	11	63	199	273
昭和28年10月	(286)	(1，966)	(7，616)	(9，868)
	16	108	154	278
昭和31年4月	(495)	(1，870)	(2，303)	(4，668)
	21	111	114	246
昭和40年4月	(560)	(2，005)	(827)	(3，392)
	28	150	42	220
平成13年5月	(670)	(1，988)	(566)	(3，224)
	34	154	24	212

（参考）

地方自治法施行（昭和22年5月3日）
町村合併促進法施行（昭和28年10月1日）
新市町村建設促進法施行（昭和31年6月30日）

石狩市の合併パターン

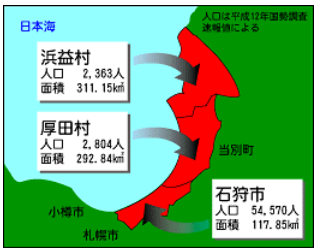

昨年、北海道が策定した「市町村合併推進要綱」で、道内93の合併パターンが例示されました。
この要綱の作成基準は、合併する市町村の役所間が約1時間で到達可能な距離（約40キロメートル）の範囲内にある市町村の組合せとなっています。
また、道内における人口の一極集中を避けることから、札幌市を除外して作成されています。

どーなってるの？市町村合併（第2回）

市町村合併は、複数のまちが一つのまちになることから、様々な組織や制度が統一され行政効率の向上が図られるなどの効果が期待される一方で、行政サービスが低下するのではという不安な要素もあります。
今回は、市町村合併によって考えられる一般的な効果と懸念される事項について考えてみましょう。

市町村合併によって期待される効果

国や北海道は一般的な合併の効果として、以下の4点について示しています。

行政サービスの高度化・多様化

行政基盤が強化されるため、従来は対応が困難であった行政分野の専門職員配置が可能となるほか、利用可能な行政窓口が増加して利便性が向上します。

行財政基盤の充実・強化

特別職の数が減少し、総務・企画の管理部門が効率化され経費が節減されます。
また、介護保険など行政サービスの充実・安定的運営が見込めます。

広域的観点に立ったまちづくりの展開

広域的な観点からまちづくりを計画できることから、類似施設の重複を解消できます。
また、中核的な施設や大規模投資を要するプロジェクトの実施が可能となります。

地域のイメージアップと活力向上

新しい市町村の誕生が地域の存在感とイメージアップにつながり、人や産業の集積と交流を促進するなど、地域の総合的発展につながります。

合併により、市町村の財政規模や区域は大きくなり、職員数は増えるので、行財政の能力が向上する可能性は非常に大きくなります。
しかし、合併によって自動的に行政の全てがよくなるわけではありません。例えば、合併後も組織や職員の配置を変えなければ、管理経費もあまり削減できませんし、職員の専門化も図られません。
合併のメリットは、合併によって大きくなった財政や職員数などの環境を、合併後の市町村がうまく活用して初めて発揮されるといえるでしょう。

連携してできることもある

現在まで、事務・経費の効率化を目的として、従来の市町村区域の枠を越えて事務を処理してきたのが広域行政です。
あらゆる施設を全ての市町村に設置するのではなく、共同で建設・運営する特別地方公共団体である一部事務組合がそうです。（別表「一部事務組合の設置状況」を参照）
また、介護保険の分野では厚田村・浜益村と「介護認定審査会」を設置し、共同で事務処理にあたっていることや、石狩市民図書館は広域的施設として位置付け、石狩市民だけでなく誰でも登録できることなどから、近隣の市町村とは合併しなくても連携してできることはあるのです。

石狩市が加入している主な一部事務組合の設置状況

組合の名称	共同処理事務の内容	構成市町村	事務所の位置
北石狩衛生施設組合	し尿、ごみ処理に関する事務、野犬処理事業	石狩市・当別町・新篠津村・厚田村・浜益村	厚田村
石狩北部地区消防事務組合	消防に関する事務	石狩市・当別町・新篠津村・厚田村・浜益村	当別町
札幌市石狩市茨戸下水処理場管理組合	下水道処理場の維持管理に関する事務	石狩市・札幌市	石狩市
石狩西部広域水道企業団	水道用水供給事業の経営に関する事務	石狩市・北海道・札幌市・小樽市・当別町	札幌市
石狩湾新港管理組合	港湾の管理に関する事務	石狩市・北海道・小樽市	石狩市
札幌広域圏組合	図書館情報ネットワークなど圏域にまたがる共同ソフト事業	石狩市・札幌市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・当別町・新篠津村・厚田村・浜益村	札幌市

合併により懸念されること

ぬくもりのある行政の確保

人口が少ない市町村においては、一人ひとりの顔が見える中でぬくもりのある行政が行われているとされ、こうした行政が、市町村の合併によって実施できなくなるのではないか。

住民ニーズに対応した行政サービスの確保

行政サイドと住民との関係が遠くなり、行政施策に住民の意向が十分反映されなくなるとともに、一部の施策分野においては、地域ごとのきめ細かな施策が実施しにくくなるのではないか。

合併市町村における中心部と周辺部等の地域格差の発生

まちの中心部に公共施設などが集中して整備され、周辺部における行政サービスが低下し、生活上の利便性が失われるのでないか。

培われてきた風土や郷土文化の存続

長い歴史の中で培ってきた、それぞれの市町村における独自の風土や気質、郷土文化、郷土への愛着心が安易に忘れ去られたり、存続していくことが難しくなるのではないか。

市町村合併の検討や議論が行われる際には、合併によるメリットとデメリットが重要な論点になると考えられます。
今後、北海道が示す合併パターン（石狩・厚田・浜益）を検証し、合併が地域にあたえる具体的な効果や懸念される事項について、何よりも先ず、市民のみなさんの視点から考えることが重要になります。

どーなってるの？市町村合併（第3回）

「平成17年3月末までに合併を」とよく言われています。なぜこの時期なのでしょうか。本来、市町村合併を行う場合、いつまでに行わなければならないという期限はありません。合併が必要な市町村が、自主的に判断し、合併期日などを決めて行えば良いわけです。しかしながら、合併にあたっては、その準備や合併のための調整、さらには合併によって必要とされる新しいまちづくりなどに多くの経費を必要とします。

また、行政をはじめ議会や農業委員会などの組織とその権限を、新しい市にスムーズに切り替えることが重要になります。国や道では、市町村の自主的な合併が円滑に行われるよう、障害となる事柄を取り除くための支援を行います。この支援措置を含めた市町村合併に関する法律が「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）です。

この合併特例法は、平成11年4月1日に大幅に改正され、その有効期限を平成17年3月31日までとしています。この法律の様々な支援を活用して、合併を円滑に行うためには、有効期限までの合併を条件としているのです。支援内容としては、合併市町村の負担を軽減するための財政措置等による支援や、その他の行政支援があり、代表的なものを紹介します。

市町村合併に対しての財政措置等による支援（その1）

合併することによって市町村の必要経費（基準財政需要額）が減少するため、普通交付税の額も減少するのが一般的です。ただし、市町村合併によってすぐに経費が節減できるわけではないので、その緩和措置として、合併後も合併前の市町村がそれぞれ存在するものとみなして計算した普通交付税の額を一定期間保障し、不利益をこうむらないよう配慮されています。

普通交付税の算定の特例

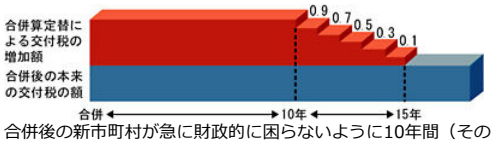

合併後の新市町村が急に財政的に困らないように10年間（その後経過措置5年間）は合併しなかった場合の普通交付税が保障されます。

平成13年度普通交付税の状況

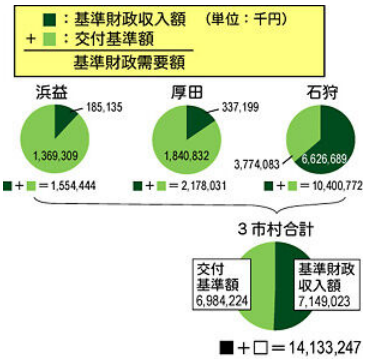

仮に3市町村が合併した場合は、一般的には基準財政需要額が小さくなります。
それに伴ない交付額も6，984，224千円を下回ることになりますが、13年度の場合においては少なくとも6，984，224千円が保障されるということになります。

用語の解説です

普通交付税
　地方交付税から特別交付税を除いたものです。地方交付税は、所得税、法人税、酒税、たばこ税及び消費税の国税の一定割合が自治体に交付されるものです。交付税は、どこの自治体に住んでいても一定水準の行政サービスを受けられるように、収入の少ない自治体に交付され、基本的には基準財政需要額が基準財政収入額を上回った場合に交付されます。
　なお、基準財政収入額が基準財政需要額を上回った場合には、交付されません。（このような自治体を不交付団体といい、道内では泊村のみ）
基準財政需要額
　自治体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うために必要な経費を、一定の方法によって算定した額です。（実際の予算額及び決算額とは異なる）
基準財政収入額
　自治体の市税収入見込額などをもとに、一定の方法によって算定した額です。

第1回石狩市・厚田村・浜益村合併問題研究会を設置しました。

平成14年1月23日に、第1回「石狩市・厚田村・浜益村合併問題研究会」が厚田村で開催されました。石狩市・厚田村・浜益村の企画担当職員を中心に構成されています。研究会では、市町村合併の課題や効果を調査し、合併が必要なのかどうかを議論します。3月下旬頃までを第1段階として、基礎資料を集め、課題や効果を調査していきます。得られた調査結果をもとに市町村合併の必要性を考え、9月下旬頃までに一定の方向性を皆さんにお知らせする予定になっています。

第1回の研究会では、どのような課題を、どのような方法で明らかにしていくべきかが話し合われました。財政の約6割を交付税に頼っている浜益村は「今までどおりのサービスを維持するには、財政基盤が必要となります。合併を検討する上で、今後交付税がどうなっていくかが焦点になります」と話し、厚田村では「当村は、地理的に行政効率の悪い地域です。縦に長いため、サービスがどうしても割高になってしまいます」との問題点が出されました。

市民・村民にとっては、合併特例法による財政的支援よりも、自分たちの生活がどう変わるかの方が重要な問題です。課題を明らかにするには、財政的な課題だけでなく、様々な分野の施策を検証していかなければなりません。そのため、まずは基礎的なデータをつくり、そこから何が導き出せるかを比較検討するという方針で進めることになりました。基礎データには、自治体の歳入・歳出や人口動態から福祉、教育など、幅広い分野にわたる項目が含まれています。また、合併をした場合としなかった場合の数字も用意し、比較検討していきます。

今後研究会で話し合われた内容は、皆さんにお知らせしていきます。

市町村合併に対しての財政措置等による支援（その2）

新しいまちづくりのための建設事業に対する財政措置（合併特例債）

合併市町村が、まちづくり推進のため市町村計画に基づいておこなう建設事業については、多額の経費がかかります。その経費について合併後10年間、事業費の95%を地方債（合併特例債＝借金）で賄うことができ、その元利償還金の70%が普通交付税によって措置されます。 通常の地方債は、交付税の措置がないものもありますし、交付税の措置があっても最高で55%（過疎債、辺地債等を除く）ですので、この合併特例債は優遇された制度といえます。 この合併特例債に該当する事業としては、次のような事項があげられます。

1. 旧市町村相互間の交流や連携が円滑に進むような道路、橋梁、トンネル等の整備や合併後の市町村の住民相互が集う運動公園等の整備など。
2. 合併後の市町村内の行政サービス水準の均衡を図るため、福祉施設が整備されていない地区への施設の整備など。また、合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図るため、同一内容の施設の重複を避けておこなう施設の整備など。
3. 類似の目的を有する公共的施設を統合する事業。

＊総務省の試算では・・・ 石狩市、厚田村及び浜益村が合併した場合標準全体事業費 ：約143億円（合併から10年間の事業費） 起 債 可 能 額 ：約136億円（標準全体事業費の95%）普通交付税算入額 ：約95億円（起債可能額の70%） 普通交付税で措置されるということは、市が136億円借金をした場合、その内95億円を国が支援してくれるということです。

合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置（合併特例債）

合併市町村における地域住民の連帯の強化のための事業（イベント開催、新しい文化の創造に関する事業、民間団体の助成等）又は旧市町村単位の地域振興のための事業（地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業、商店街活性化対策等）を実施するために設けられる基金（合併市町村振興基金）に対して、合併後10年間、その基金造成の95%を合併特例債で賄い、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。 自らの基金造成に対して地方債で賄うことは、認められていないうえに、交付税措置があるということですから、極めて異例な措置といえるでしょう。 ＊総務省の試算では・・・ 石狩市、厚田村及び浜益村が合併した場合標準基金規模　：約18億円借 入 限 度 額 ：約17億円（標準基金規模の95%）普通交付税算入額 ：約12億円（借入限度額の70%） ＜用語の解説です＞

地方債
　市の借金のこと。大きな事業（図書館、りんくる建設等）を行うために国や金融機関から借り入れたお金。本市を含め多くの自治体は、近年、地方債を活用して、事業を実施してきたので、公債費（借金の返済）が増えて、非常に厳しい財政運営を強いられています。
基金
　市の貯金のこと。基金の種類には財政調整基金、減債基金、特定目的のための基金があります。本市の貯金は、平成9年以降減り続けています。

（表1）貯金と借金の状況（平成12年度決算） （単位：千円）

	石狩市	厚田村	浜益村	合計
地方債現在高	27,612,452千円	3,365,097千円	3,567,689千円	34,545,238千円
人口1人当たりの借金	506千円	1,200千円	1,510千円	578千円
基金残高	2,163,139千円	1,009,330千円	495,872千円	3,668,341千円
人口1人当たりの貯金	40千円	360千円	210千円	61千円

※人口は平成12年国勢調査人口による

第2回石狩市・厚田村・浜益村合併問題研究会から

2月18日に浜益村で、第2回の研究会を開催しました。現在の各自治体の課題を抽出するため、行財政の様々な基礎的なデータを分析し、どの項目が重要なテーマとなるかを検討しました。以下、話し合いの主な内容を掲載します。

人口問題について（表2参照）

石狩市
　過去2桁の人口増加率が4.5%に落ち込んでいる。高齢者比率は全道平均18.2%より下回っているが（14.7%）増加しており、若年者人口も低下している。
厚田村
　若年者人口は減少し、生産年齢人口は村外に流出。高齢者比率は30%になっている。
浜益村
　厚田村と同じ状況。高齢者比率は40%を超えている。

（表2）人口の推移 （単位：人、%）

市町村名	石狩市	厚田村	浜益村
国勢調査における人口のピーク年	平成12年 54，567人	大正9年 7，256人	昭和30年 9，082人

H2国勢調査	総人口		47,339人	3,022人	2,782人
	年齢構成別	高齢者人口	4,387人	588人	788人
		構成比	9.3%	19.4%	28.3%
		生産年齢人口	32,308人	1,891人	1,623人
		構成比	68.2%	62.6%	58.3%
		若年者人口	10,636人	543人	371人
		構成比	22.5%	18.0%	13.4%
H7国勢調査	総人口		52,209人	2,947人	2,550人
	年齢構成別	高齢者人口	6,229人	696人	888人
		構成比	11.9%	23.6%	34.8%
		生産年齢人口	36,610人	1,762人	1,402人
		構成比	70.1%	59.8%	55.0%
		若年者人口	9,368人	489人	260人
		構成比	17.9%	16.6%	10.2%
H12国勢調査	総人口		54,567人	2,804人	2,363人
	年齢構成別	高齢者人口	8,034人	762人	921人
		構成比	14.7%	27.2%	39.0%
		生産年齢人口	37,990人	1,689人	1,244人
		構成比	69.6%	60.2%	52.6%
		若年者人口	8,132人	353人	198人
		構成比	14.9%	12.6%	8.4%

財政問題について（表3参照）

- 石狩市
- 景気の悪化で税収が減少し、地方税のウエイトが歳入の約30%を占めることから、厳しい財政運営を強いられている。
- 厚田村・浜益村
- 歳入の約60%を交付税が占めている。少子・高齢化にともない、税収の伸びも期待できない。交付税の減額は、村の財政を直撃することになる。

（表3）平成12年度決算の状況（歳入）（単位：人、%）

市町村名		石狩市	厚田村	浜益村
地方税		8,032,103	274,830	156,371
	構成比	28.9	8.0	5.0
地方譲与税		310,832	58,957	24,445
	構成比	1.1	1.7	0.8
利子割交付金		239,730	8,877	7,499
	構成比	0.9	0.3	0.2
地方消費税交付金		503,611	26,099	23,684
	構成比	1.8	0.8	0.8
ゴルフ場利用税交付金		65,959	62,998	
	構成比	0.2	1.8	0
特別地方消費税交付金		137		
	構成比	0.0		0
自動車取得税交付金		119,439	23,729	9,645
	構成比	0.4	0.7	0.3
軽油引取税交付金		0	0	0
	構成比			
地方交付税		4,423,045	2,193,084	1,767,249
	構成比	15.9	63.9	56.1
普通交付税		3,797,960	1,961,485	1,537,258
	構成比	13.7	57.1	48.8
特別交付税		625,085	231,599	229,991
	構成比	2.2	6.8	7.3
地方特例交付金		162,867	4,894	5,876
	構成比	0.6	0.1	0.2

交通安全対策特別交付金		14,429	1,191	755
	構成比	0.1	0.0	0.0
分担金・負担金		102,196	12,520	1,899
	構成比	0.4	0.4	0.1
使用料		138,615	31,347	70,622
	構成比	0.5	0.9	2.2
手数料		41,764	2,504	2,075
	構成比	0.2	0.1	0.1
国庫支出金		1,865,290	55,158	287,191
	構成比	6.7	1.6	9.1
国有提供交付金		4,650	0	0
	構成比	0.0		
道支出金		759,212	108,812	298,593
	構成比	2.7	3.2	9.5
財産収入		46,988	16,057	26,121
	構成比	0.2	0.5	0.8
寄附金		45	500	828
	構成比	0.0	0.0	0.0
繰入金		870,568	90,500	141,201
	構成比	3.1	2.6	4.5
繰越金		280,584	101,217	61,098
	構成比	1.0	2.9	1.9
諸収入		7,659,201	96,210	15,598
	構成比	27.5	2.8	0.5
地方債		2,167,500	263,200	250,800
	構成比	7.8	7.7	8.0
歳入合計		27,808,765	3,432,684	3,151,550
	構成比	100.0	100.0	100.0

研究会の第1段階としては、3月を目途に各団体の現状の課題を「人口」「行政体制」「財政状況」「住民サービス」の項目にしぼって抽出することになりました。

どーなってるの？市町村合併（第5回）

市町村は、合併することによってより効率的な行財政運営が可能となりますが、その直後は新しい市町村のまちづくりのために多額の経費が必要とされます。
このため、国においては、合併後のまちづくりや行財政運営を支援するため、市町村の合併の特例に関する法律により、次のように特例的な財政措置を講じています。なお、これらの特例措置は平成17年3月31日までに合併した市町村に適用されます。

市町村合併に対しての財政措置等による支援（その3）

（1）合併した市町村に対する財政支援措置

合併市町村補助金
関係市町村の人口規模で補助額を算出（年額）
・人口5,000人までは、2,000万円
・人口50,001から100,000人では、7,000万円
市町村建設計画に位置付けた事業で、地域内の交流・連携、一体性の強化のために必要な事業などに対して、合併後3ヶ年を限度に補助金が交付される。事業例としては、

- 合併に伴う電算システムの統一
- 地域間連絡バスの購入、庁舎の改修など

※3ヵ年分を試算してみると・・・石狩市・厚田村・浜益村の場合、3億3千万円の補助

合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置
合併直後に必要となる臨時的な経費に対して5ヶ年度にわたり普通交付税の増額を行う。例えば、

- 行政の一体化に要する経費
- 行政水準、住民負担水準の格差是正など

※石狩市・厚田村・浜益村の場合、単年度で約1億円の増額

過疎地域自立促進のための特例措置
過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域の要件を満たさない場合であっても、過疎地域であった区域を過疎地域とみなして過疎債の発行、北海道による過疎代行事業などを認めるの。 厚田村・浜益村が該当しています。

新しいまちづくり等に対する特別交付税措置
合併した年度または翌年度から3ヶ年にわたり、新しいまちづくりに要する経費について、特別交付税の措置を受ける。例えば、

- 合併を機に行うコミュニティ施設整備
- 公共料金の格差是正
- 公債費負担（借金の返済）格差の是正など

※3ヵ年分を試算してみると・・・ 石狩市・厚田村・浜益村の場合、約4億2千万円

（2）合併を検討する市町村に対する財政支援措置

合併準備補助金
法定合併協議会を設置する市町村に対し、合併準備に要する経費について、1市町村につき500万円を上限とする補助を行う。
5，000千円×3団体＝15，000千円（1回限り）
合併協議会に対する特別交付税措置
法定または任意合併協議会を設置する市町村に対し、合併準備に要する経費について、5ヶ年度にわたり特別交付税措置を講じる。

（参考）3団体の特別交付税の推移（単位：千円）

	平成10年度	平成11年度	平成12年度
石狩市	535，517千円	600，019千円	625，085千円
厚田村	191，745千円	227，209千円	231，599千円
浜益村	186，634千円	226，991千円	229，991千円
合計額	913，896千円	1，054，219千円	1，086，675千円

＜用語の解説です＞

特別交付税
地方交付税から普通交付税を除いたものです。
地方交付税は､所得税、法人税、酒税、たばこ税及び消費税の国税の一定割合が自治体に交付されるものです。
特別交付税は、普通交付税の補完的な機能を果たすもので、普通交付税において補足されなかった、あるいは普通交付税の算定後に生じた特別の財源需要（災害・干冷害・除排雪経費など）を考慮して交付されるものです。
普通交付税：特別交付税＝94：6の割合です。

第3回石狩市・厚田村・浜益村合併問題研究会から

3月22日に石狩市で、第3回の研究会を開催しました。研究会で抽出した項目について、各団体の現状の課題を下記の通り取りまとめました。
今後は、研究会として取り組むべき問題（内容）について、より具体的に検討していきます。

人口問題について

石狩市

昭和45年以降の国勢調査では、2桁以上の増加率であったが、平成12年では4．5%と伸率は鈍化。
高齢者人口については、全道平均以下であるが増加傾向。
若年者人口の低下が懸念される。

厚田村

出生率の低下、若年者人口の減少、生産年齢人口の流出等により総人口は減少の傾向にあるが、高齢者人口は、増加の傾向にある。

浜益村

総人口の減少と高齢者人口の急増
出生数の減少に伴う自然減と若年層を中心とした都市部への流失により総人口は、10年間で△15.1%と急減。一方、高齢者人口は、急速に増大し、39%と非常に高い比率で推移している。

研究会として取り組むべき問題（内容）について

人口推計の統一化（平成22年まで）

行政体制について

石狩市

厳しい財政状況のもと、人件費の抑制（職員数の削減等）を図るなか、量・質的にも拡大する行政事務に対処するための、人材の育成と確保をいかに図るかが課題である。

厚田村

地方自治は、地方分権や高齢社会、住民ニーズや情報化など行政事務が複雑、多様化し、効率的な行政運営がもとめられており、特に、情報化や福祉、法制など専門職員の配置が課題となっている。

浜益村

地方分権と住民ﾆｰｽﾞの多様化
地方分権一括法の施行に伴い、国・道・市町村の行政の役割が明確化され、また住民ﾆｰｽﾞも多様化していることから、これらに対応する専門的職員の配置が必要である。

研究会として取り組むべき問題（内容）について

行政体制の効率化（職員数、人件費の比較）

財政状況について

石狩市

地方税のウエイトが大きい。この社会情勢により、厳しい財政運営となっており、抜本的な財政構造改革が避けられない状況にある。
平成14年度予算では、財政調整基金・減債基金ともに全額取り崩すこととなる。
公債費が増嵩していることから、市債残高の抑制を図るため、各年市債発行20億円（一般会計）というキャップを定めている。

厚田村

歳入に占める交付税依存度が高く、算定の見直しによる減少が予想されることから行政運営は極めて厳しい状況に陥ることが予想される一方、公債費など増大する行政需要に対応するため、期間や優先度を考慮した効率的な財政運営が必要である。

浜益村

財政の硬直化と財政運営の健全化
財政力指数が0.099と低く、歳入の56%を地方交付税に依存し、経常収支比率も80%を超え、財政構造の硬直化が進んでいるため、長期的視野に立った健全財政の堅持に努め、財政健全化計画により着実な財政運営が必要である。
予算編成では、基金からの繰入などにより収支の均衡を保っているが、財政調整基金・減債基金（13年度末約9千万）も底をつき、15年度以降の予算編成に支障をきたすおそれがある。

研究会として取り組むべき問題（内容）について

- 合併算定替による財政シミュレーション
- 単独自治体での10年間の交付税推計

住民サービス等、その他現状の課題について

石狩市

軌道系交通機関の導入について
札幌市と石狩市との活発な人の動きの定時性、速達性、安全性、大量輸送の確保のため軌道系交通機関の早期導入が必要である。
公共施設の整備について
文化ホール、総合体育館及び博物館の建設が財政状況等の事由により計画が具体化にいたっていない。
石狩市土地開発公社の経営について
土地開発公社が保有する、土地の処分計画が定まっていない状況にある。
生ごみ対策について
生ごみの減少化に対応するため、自家処理、並びに集団収集処理などを含めた方法が課題となっている。

厚田村

- 道路環境整備（除雪含）
- 複合庁舎の建設
- 公営住宅の建替
- 医療体制の充実
- 中学校統合
- 産業振興（農業・漁業・観光）
- 海岸環境整備事業
- 健康増進施設の整備

浜益村

- 中学校建替

- 村営スキー場の経営（見直し）
- 火葬場建設
- 地域防災無線の整備
- 下水道（合併浄化槽）整備
- 村内バス運行維持
- 海岸環境整備事業
- 産業振興「農業・水産業・観光」（担い手育成の確保・複合農業・資源増殖など）
- 各特別会計の安定経営 （国保診療所・簡易水道・介護保険・老人保健）
- 特別養護老人ホ-ムの安定経営
- 現在行っている、保健、福祉などの行政サービスがこのまま維持していけるか今後の課題となる。

研究会として取り組むべき問題（内容）について

合併した場合、しなか っ た場合の住民サービス への影響と課題

どーなってるの？市町村合併（第6回）

市町村合併に対しての特例措置（財政措置以外）（その1）

地域審議会の設置

合併によって周辺地域が寂れるのではないか、という懸念に配慮して、合併前の市町村の区域を単位として地域審議会を設置し、合併後の新しい市町村長に対して意見を述べることができます。これは合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを実現させることを目的としたものです。

住民発議制度

有権者の50分の1以上の署名で、その代表者から市町村長に対し、その市町村が行うべき合併の相手方となる市町村の名称を示し、合併協議会の設置の請求を行うことができます。また、全ての関係市町村で、同一内容の合併協議会設置請求があった場合は、議会への付議が義務付けられています。
3団体の有権者数は、石狩市 43,954人、厚田村2,461人、浜益村2,005人（3月現在選挙人名簿登録による） となっています。

地方税の不均一課税

原則、合併後の市町村の全域において、地方税は均一に課税されるものとなっています。
例えば、 注1）個人 住民税（均等割）については、現行、石狩市は年額2,500円、厚田村・浜益村は2,000円で、原則2,500円の均一課税となりますが、厚田村・浜益村については2,000円の不均一課税を認めるという特例措置です
※注1）個人住民税（均等割）の税率は地方税法で定められています。

個人住民税（均等割）の税率

市町村	（1）人口50万人以上の市	（2）人口5万人以上50万人未満の市	（1）、（2）の市以外の市並びに町村
税率	年額3，000円	年額2，500円	年額2，000円

一般職員の身分

合併関係市町村の一般職員は、引き続き合併市町村の職員として身分が保証されます。
職員数は、石狩市454人、厚田村82人、浜益村83人（平成13年4月1日現在、定員管理調査による）となっています。

北海道の市町村を考えるシンポジウムから

社団法人日本青年会議所道央ブロック主催、北海道の市町村を考えるシンポジウム「手と手をつなぐ地域の力」が4月20日、花川北コミュニティセンターで開催されました。
パネラーには、逢坂ニセコ町長、田岡石狩市長、相内小樽商科大学教授、西川道央ブロック会長を迎え、主に市町村合併に対する考え方について意見交換を行いました。

どーなってるの？市町村合併（第7回）

市町村合併に対しての特例措置（財政措置以外）（その2）

合併の形態について

市町村合併は通常、新設合併と編入合併の2つに分けることができます。
新設合併とは、2つ以上の市町村を廃して、その区域をもって新たに1つの市町村を置く場合をいい、対等合併、合体合併ともいわれます。
また、編入合併とは、1つ以上の市町村を廃して、その区域を既存の他の市町村に加える場合をいい、吸収合併ともいわれます。

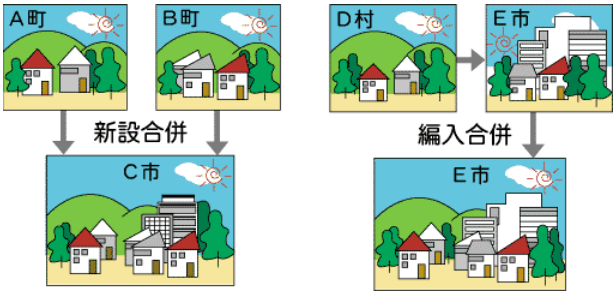

議会議員の特例について

合併関係市町村の協議により、合併市町村（以下、新市町村という）では、合併後一定の期間にわたり、議員が在任したり、議員定数を増加させることができます。
合併特例法では、合併の形態により次のような特例措置が設けられています。
（以下、総務省のホームページから抜粋）

新設合併の場合

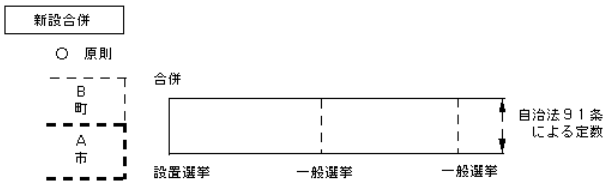

１（定数特例（法６条１項））設置の選挙の際に、法定定数の２倍まで定数を増加することができます。

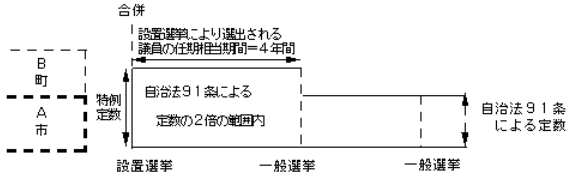

２（在任特例（法７条１項））旧市町村の議員は、合併後２年以内は新市町村の議員でいることができます

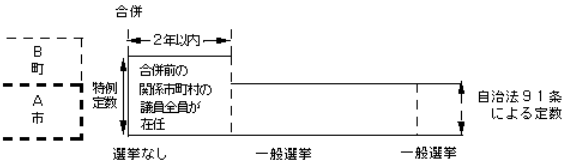

編入合併の場合

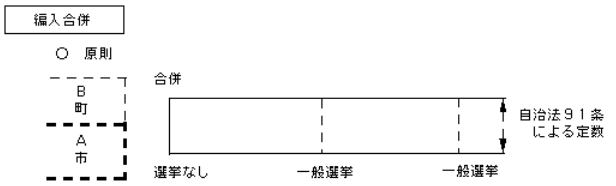

１（定数特例（法６条２項））増員選挙において、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増加することができます。

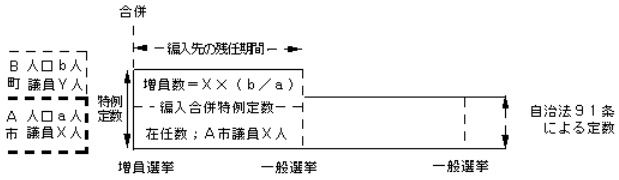

２（在任特例（法７条１項））編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙までその議員となることができます。

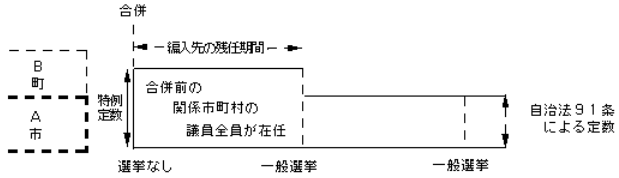

３（定数特例（法６条２項と定数特例（法６条５項））編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増加することが、編入先の市町村の２回目の選挙（最初の一般選挙）までできます。

４（在任特例（法７条１項）と定数特例（法７条３項））編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙でその議員となることができ、さらに最初の選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設け、定数増を行うことができます。

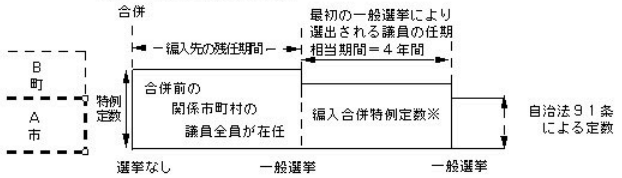

※編入合併特例定数の増員数（端数は四捨五入、１未満は１とします。）

増員数 ＝ 編入する市町村の旧定数 ×（ 編入される市町村の人口 ÷ 編入する市町村の人口 ）

出前講座を始めます

市町村合併について、もっと知りたいという要望がありましたら、企画調整課（0133-72-3161）までご連絡下さい。直接、担当職員が説明に伺います。

浜益村「行政セミナー」のお知らせ

浜益村で「市町村合併」についての講演会が下記の日程で開催されます。
講師は横山純一教授（北海学園大学法学部）で、分権時代の自治体のあり方、市町村合併についての講演があります。

とき

6月28日 金曜日 18時から20時

ところ

ふれあいセンターきらり　多目的ホール

講師

横山純一北海学園大学法学部教授

入場料

無料

主催

浜益村

お問合先

総務企画課企画係　Tel:0133-79-2111

どーなってるの？市町村合併（第8回）

合併協議会の設置について

合併協議会とは？

市町村合併を真剣に検討するためには、当然その検討の「場」が必要です。合併協議会は、地方自治法により設置されるもので、合併をしようとする市町村の関係者（通常は首長、助役、議会議員、有識者、住民代表など）で組織し、合併を行うことの可否を含め、合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織です。協議会は関係市町村すべての議会の議決を経て設置されるため「法定協議会」ともいわれています。主な役割としては、市町村建設計画（将来のまちづくり計画）の作成など、下記の事項が話し合われることになります。

合併協議会における主な検討事項について

1. **合併に係る協議**

基本的な事項
　合併の方式、合併の時期、新市町村の名称、新市町村の事務所（庁舎）の位置など
住民サービス関連
　地方税、国民健康保険税、使用料・手数料、補助金・交付金、財産・負債など
人事・組織関連
　職員の身分、条例・規則、組織・機構、議員の定数・任期など
その他
　消防団・公共的団体・一部事務組合の取り扱いなど

2. **市町村建設計画の作成**

　市町村建設計画の基本方針、新市の施策、公共施設の統合・整財政計画（推計），将来の新しい市の基本計画などに反映される事

合併協議会設置までの流れ（住民発議の場合）

市町村合併は、地域の将来や市民生活に大きな影響を及ぼす重大な事項ですので、関係市町村の間で十分に論議を尽くし、地域全体の理解と協力のもとで進めることが大切です。
このため、市町村合併は、住民代表も加わった合併協議会などの検討組織で十分な協議を経たうえで、進められるしくみになっています。
合併協議会の設置にあたっては、合併特例法の規定により、住民からの直接請求制度（住民発議制度）が定められており、有権者の50分の1以上の署名によって、合併協議会の設置を請求することができます。

●合併協議会設置までの流れ

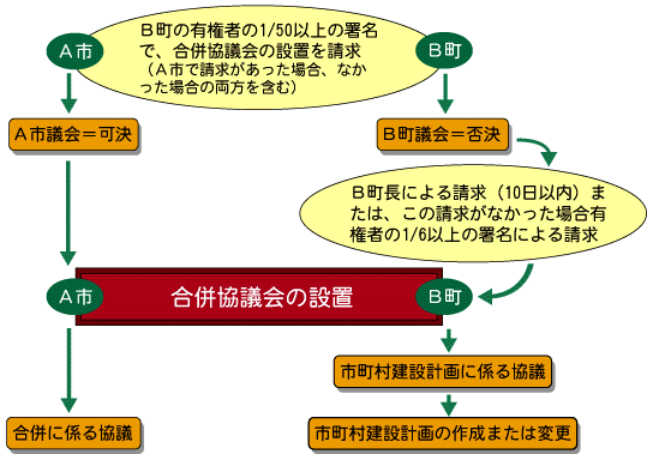

合併協議会、全国の動き

平成14年5月23日現在で、全国に68の協議会が設置されていますが、具体的に合併の時期が決まっているのは21団体となっています。
北海道では、釧路市・釧路町合併協議会のみの設置です。
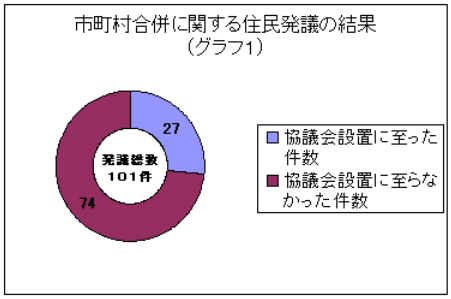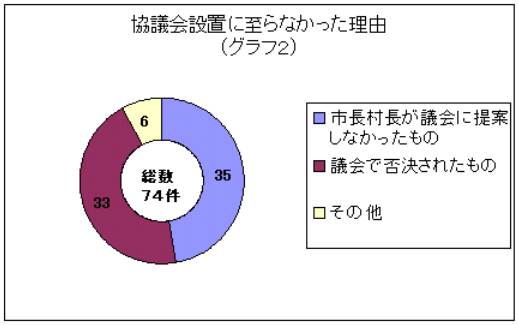
次のグラフは、平成14年3月14日までの協議会設置に関する住民発議の実績ですが（グラフ1）、住民発議が協議会設置の近道ではなく、やはり事前に市町村長・議会の共通認識が必要な結果となっています（グラフ2）。